

岩手県告示第329号

循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第13条第3項の規定により、産業廃棄物処理業者育成センターの名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年4月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称		住所又は事務所の所在地	変更年月日
変更前	変更後		
社団法人岩手県産業廃棄物協会	一般社団法人岩手県産業廃棄物協会	盛岡市内丸16番15号	平成25年4月1日